

公 表 第 6 号

地方自治法第199条第2項及び第4項に基づく財務監査及び事務監査並びに同条第7項に基づく出資団体及び財政援助団体監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表します。

平成25年5月1日

久留米市監査委員	田 中 俊 博
久留米市監査委員	大 脇 久 和
久留米市監査委員	田 中 多 門
久留米市監査委員	青 柳 雅 博

財務監査及び事務監査報告

第1 監査の対象、期間及び指摘事項等件数

対 象 部 局 等	対 象 課 等 の 内 訳	監査実施期間	指摘事項 件数	意見 件数
健康福祉部	総務、地域福祉課、健康保険課、 医療・年金課、障害者福祉課、 長寿支援課、介護保険課、 生活支援第1課、生活支援第2課、 保健所総務医薬課、保健所衛生対策課、 保健所保健予防課、保健所健康推進課	平成25年2月5日 ～3月29日	2	1
秘 書 室		平成25年2月13日 ～3月29日	0	0
出 納 室			0	0
議会事務局	総務課、議事調査課		0	1
選挙管理委員会事務局			2	0
公平委員会事務局			0	0
農業委員会事務局			1	1

第2 監査の範囲及び方法

今回の監査は、主に平成24年度における財務に関する事務の執行状況及び公有財産の管理状況並びに一般事務の執行状況等について、関係書類の照合、検査を行うとともに関係職員の説明を聴取して実施した。

また、現金等取扱、旅費、賃金、報償費関係、補助金、貸付金、財産及び物品管理、契約、附属機関等、休暇等に係る事務等を重点監査項目として実施するとともに、公正で能率的な行政執行の確保が社会的に求められる中、行政の組織、機能、事務処理の方法及び方法その他の行政運営全般についても、その経済性、効率性及び有効性の観点から監査対象として位置付けた。

第3 監査の結果

監査対象の事務については、おおむね適正に執行されていたが、その一部において、次のとおり検討又は是正等を要する指摘事項が認められたので、必要な措置等を講ずるとともに、職員の指導監督にも努められたい。

また、監査の結果に基づき、市政の総合的進展と明朗な市政の運営に資するため、地方公共団体の事務の原則である住民福祉の増進、最少の経費による最大の効果、組織及び運営の合理化等の観点から意見を付した事項についても、研究又は検討等を図り、必要かつ可能な場合には措置等の対応が講じられるよう望む。

【健康福祉部】

指 摘 事 項

《事務監査》

〔行政手続事務〕

社会福祉事業経営者の許可取消等の「不利益処分」の基準について、当該処分の根拠法である社会福祉法の改正に伴って必要となった処分基準に係る変更が行われていないものがある。

《財務監査》

〔契約事務〕

久留米市身体障害者福祉センター等の管理について、指定管理者との年度協定の締結に係る起案の遅れにより、実質的に無協定で業務が行われている期間があり、さらにそのために、本年度4月分及び5月分の指定管理料の支払が遅れているため、適正な事務を行うこと。

意 見

《事務監査》

〔広報事務〕

久留米市公式ホームページ内の、保健・福祉施設に関するページに、条例や実態と異なる表示や、その表記方法に統一性がない部分が各所に見られるものがある。

インターネットを用いた情報の発信は、事業内容の工夫や利用者のニーズの把握に加えて、今や行政においても幅広く利用者と呼び、施設の稼働率を向上させるためのツールとして、非常に重要なものであるといえるので、正確で分かりやすいものとなるよう努められたい。

【議会事務局】

意 見

《財務監査》

〔交際費事務〕

議長交際費の本市ホームページへの掲載については、議会活動の透明化及び積極的情報提供の見地等に鑑み、速やかな実施に向けて検討されたい。

【選挙管理委員会事務局】

指 摘 事 項

《事務監査》

〔審議会等事務〕

政治啓発学級の講師謝金単価について、その金額の根拠及び適用する理由が明確となっていないので、内規の整備や起案文書への記載などの対応を図られたい。

《財務監査》

〔旅費支給事務〕

研修会への参加に伴う旅行命令書が、未作成のものがある。

【農業委員会事務局】

指 摘 事 項

《財務監査》

〔臨時職員賃金支給事務〕

任用時に交付した辞令書において、誤って基本賃金の額に通勤手当相当賃金を含めた金額を記載しているものがある。

意 見

《事務監査》

農業委員会における女性委員登用については、本市の男女平等政策での主要な取組である「あらゆる分野での男女共同参画の促進」の一環として、女性農業委員の登用の意義や必要性等、その促進に対する各農業委員の認識や理解の醸成の働きかけも含め、当委員会事務局として、より一層、積極的に取り組まれたい。

出資団体監査報告（１）

（久留米市土地開発公社）

第１ 監査の対象団体、期間及び実施形式

対象団体	期 間	監査実施形式	指摘事項 件数	意見件数
久留米市土地開発公社	平成２５年２月１９日 ～平成２５年３月２９日	実地監査	０	０

第２ 監査の範囲及び方法

今回の監査は、出資団体の平成２３年度事業及び平成２４年度事業について、当該事業によって出資目的は達成されているか、会計経理に誤りがないか等を主眼とし、関係書類による照合、検査を行うとともに関係職員の説明を聴取して実施した。

第３ 出資の内容

１ 出資の名称

久留米市土地開発公社出資金

２ 設立（出資）の目的

本公社は、公有地の拡大の推進に関する法律第１７条の規定に基づき、公共用地及び公用地等の取得、管理及び処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と市民福祉の増進に寄与することを目的とする。

３ 基本金及び市出資金（平成２４年３月３１日現在）

(1) 基本金 7,000,000円

(2) 市出資金 7,000,000円

第４ 監査の結果

事務・事業は、出資の目的に従っておおむね適正に執行されていた。

出資団体監査報告（２）

（一般財団法人 久留米市みどりの里づくり推進機構）

* 当法人はH25.4.1付けで一般財団法人に移行しているが、以下は監査時点の名称で表記している。

第１ 監査の対象団体、期間及び実施形式

対象団体	期 間	監査実施形式	指摘事項件数	意見件数
財団法人 久留米市みどりの里づくり推進機構	平成25年2月19日 ～平成25年3月29日	実地監査	1	0

第２ 監査の範囲及び方法

今回の監査は、出資団体の平成23年度事業及び平成24年度事業について、当該事業によって出資目的は達成されているか、会計経理に誤りがないか等を主眼とし、関係書類による照合、検査を行うとともに関係職員の説明を聴取して実施した。

第３ 出資の内容

1 出資の名称

財団法人久留米市みどりの里づくり推進機構出せん金

2 設立（出資）の目的

本法人は、久留米市に協力して、世界つつじセンター施設の適切な維持管理を行い、これの機能増進を図ると共に優良種苗の管理及び生産供給を通して、緑化木の生産振興及び伝統あるつつじ文化の発展に努め、地域社会の活性化に寄与することを目的とする。

3 基本金及び市出資金（平成24年3月31日現在）

(1) 基本金 20,000,000円

(2) 市出資金 20,000,000円

第４ 監査の結果

事務・事業は、出資の目的に従っておおむね適正に執行されていたが、一部について、次のとおり是正を要する事項が認められた。

指 摘 事 項

立替払の請求の伝票に、立替払を行った「やむを得ない事由」の記載がないものがある。

財政援助団体監査報告（１）

（社会福祉法人 久留米市社会福祉協議会）

第１ 監査の対象団体、期間及び実施形式

対象団体	期 間	監査実施形式	指摘事項件数	意見件数
社会福祉法人 久留米市社会福祉協議会	平成２５年２月１９日 ～平成２５年３月２９日	実地監査	０	０

第２ 監査の範囲及び方法

今回の監査は、平成２３年度及び平成２４年度の財政援助に係る事業について、当該事業は、援助の目的・条件に従って実施されているか、会計経理に誤りがないか等を主眼とし、関係書類による照合、検査を行うとともに関係職員の説明を聴取して実施した。

第３ 財政援助の内容

１ 財政援助の名称（所管部局）

社会福祉法人久留米市社会福祉協議会運営事業費補助金（健康福祉部）

２ 財政援助の目的

社会福祉協議会へ補助金を交付することにより、地域福祉の増進を図ることを目的とする。

３ 事業費及び財政援助の額（平成２３年度決算）

(1) 事業費 607,516,013円

(2) 援助費 170,728,000円

第４ 監査の結果

事務・事業は、財政援助の目的に従っておおむね適正に執行されていた。

財政援助団体監査報告（２）

（公益社団法人 久留米市シルバー人材センター）

* 当法人はH25.4.1付けで公益社団法人に移行しているが、以下は監査時点の名称で表記している。

第１ 監査の対象団体、期間及び実施形式

対象団体	期 間	監査実施形式	指摘事項件数	意見件数
社団法人 久留米市シルバー人材センター	平成25年2月19日 ～平成25年3月29日	実地監査	1	1

第２ 監査の範囲及び方法

今回の監査は、平成23年度及び平成24年度の財政援助に係る事業について、当該事業は、援助の目的・条件に従って実施されているか、会計経理に誤りがないか等を主眼とし、関係書類による照合、検査を行うとともに関係職員の説明を聴取して実施した。

第３ 財政援助の内容

1 財政援助の名称（所管部局）

社団法人久留米市シルバー人材センター補助金（商工観光労働部）

2 財政援助の目的

定年退職後において、臨時的、短期的な就業等を通じて自己の労働能力を活用し、自らの生きがいの充実と社会参加を希望する高齢者の就業機会の増大と福祉の増進を図るとともに、高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする。

3 事業費及び財政援助の額（平成23年度決算）

- | | |
|---------|--------------|
| (1) 事業費 | 750,774,910円 |
| (2) 援助費 | 38,866,000円 |

第４ 監査の結果

事務・事業は、財政援助の目的に従っておおむね適正に執行されていたが、一部について、次のとおり検討、又は是正等を要する事項が認められた。

指 摘 事 項

当センターの会計処理規程第41条第2項において別に定めるとされている定款第4条第1号に掲げる事業の契約に、明文化された規定は見当たらない。

定款第4条第1号に掲げる事業は、「臨時的かつ短期的な就業（雇用によるものを除く。）又はその

他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものを除く。）を希望する高年齢者のために、これらの就業の機会を確保し、及び組織的に提供すること。」というセンターの基本的「事業」というべきものなので、そうした事業に係る契約方法を例外規定によるとしている以上、速やかに対応を検討されたい。

意見

つり銭準備金確認書において、現金の確認をしないまま、帳簿上の金額で作成し、報告されたものがあるが、これでは確認書としての意味をなさない。帳簿上の金額と、実際の現金との一致を調べるつり銭準備金確認書の本来の目的を忘れることなく、厳正な取扱を行われたい。